

関係法令（抜粋）

労働安全衛生法（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

（譲渡等の制限等）

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第四十三条 動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。

第四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知することそ

の他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 一 次条第五項の規定に違反して、同条第四項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等
- 二 第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置(第四号において「規格等」という。)を具備していないもの
- 三 第四十四条の二第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等
- 四 第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

労働安全衛生規則（抄）

（作動部分上の突起物等の防護措置）

第二十五条 [法第四十三条](#) の厚生労働省令で定める防護のための措置は、次のとおりとする。

- 一 作動部分上の突起物については、埋頭型とし、又は覆いを設けること。
- 二 動力伝導部分又は調速部分については、覆い又は囲いを設けること。

（通知すべき事項）

第二十七条の二 [法第四十三条の二](#) の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 通知の対象である機械等であることを識別できる事項
- 二 機械等が[法第四十三条の二](#) 各号のいずれかに該当することを示す事実